

「神奈川県都市農業推進条例」の検討・見直しについて（案）

神奈川県都市農業推進条例（平成18年4月1日施行、以下「条例」という。）附則において、「条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされている。

見直しの手法等については、神奈川県条例の見直しに関する要綱の規定により、必要性、有効性、基本方針適合性等の視点から、定められた年数を経過した日から起算して、1年以内に行うよう努めるものとされている。また、関係審議会等の意見聴取結果を参考とすることとされている。

1 検討結果

(1) 必要性

本条例は、都市農業の持続的な発展のための施策の推進、食料等の安定供給及び農業の有する多面的機能の発揮を図り、県民の健康で豊かな生活の確保に寄与することを目的としており、その目的達成のため引き続き必要な条例である。

(2) 有効性

本条例に基づき「かながわ農業活性化指針」を策定し、都市農業の持続的発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。また、平成27年の都市農業振興基本法の制定を受け、「市街地およびその周辺にある農地」を対象に位置付けるなど必要な改正を行っており、本条例は有効に機能している。（条例改正 令和元年12月24日）

(3) 効率性

本条例に基づき策定した指針により関連施策を展開することで、地産地消の推進や多様な担い手の育成、農地の保全等が進んでいるため、本条例は効率的に機能している。

(4) 基本方針適合性

本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の政策の基本方向「生活の安心の確保」及び「農林水産業の活性化」に合致するものであり、県政の基本的な方針に適合している。

2 見直し結果

改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。